

石川邸新築工事

平成25年3月

〇〇建築設計事務所

- 添付する図書及び明示すべき事項は、施行規則第1条の3の各表で規定されています。
- 添付図書及び明示すべき事項については、ひとつの図書にまとめて記載したり、他の図書の記載することができます。
(ひとつの図面に記載すると図面が煩雑になり見づらいこともあるので、適宜別図や凡例等で表記する等、誰が見ても見やすい図書とすることが望まれます。)
- 明示すべき事項に規定されていない事項でも、必要な事項は適宜明示する必要があります。
例) 小屋裏物置等の面積・最高の内法高さ、バルコニーの開放部分の寸法等
- 具体的な数値や図の替わりに、建築基準関係規定に適合することが明らかである旨を表した簡便な記載によることも可能です。
記入例) 前面道路幅員30m、適用距離2.5mのため道路斜線制限に適合 等
- 確認申請前に確認申請書及び添付図書等の記載内容の整合性を確認してください。

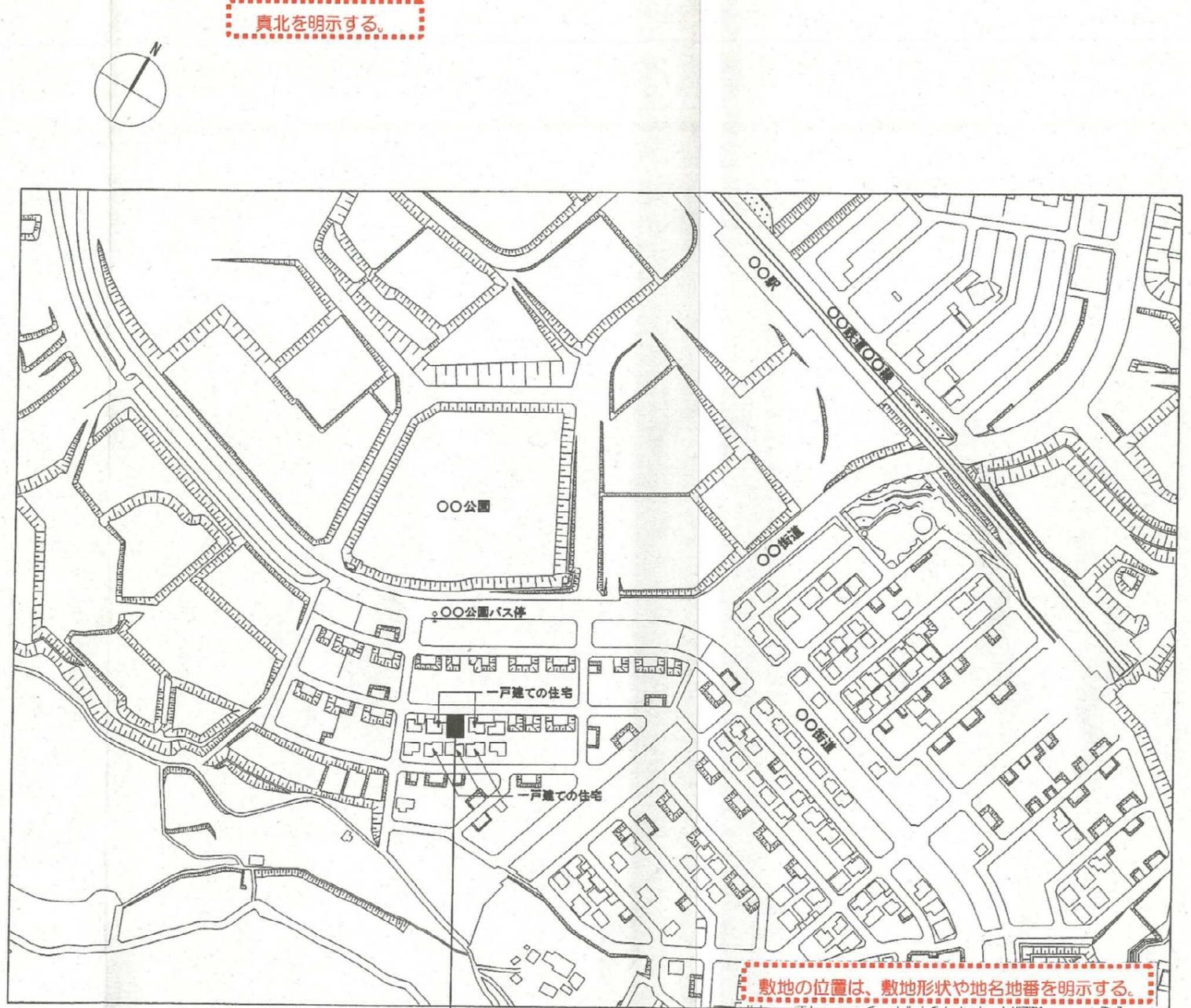
(確認の特例について)

- 認定型式部材等を有する建築物や、法第6条第1項第4号に規定する建築物で建築士によるものは、確認の特例により、令第10条各号の規定の審査が省略され、施行規則第1条の3第5項によりそれぞれの規定にかかる図書の添付や明示は要しません。
(ただし、どこまで省略できるかは、それぞれの条文と規則を照らし合わせる必要があります。)
- 特例部分についても、建築基準法に適合させなければなりません。

■計画概要

工事名称	石川邸新築工事		
建築主	住所	石川県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	氏名	石川 一郎	
敷地概要	地名地番	石川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番	
	住居表示	石川県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
	敷地面積	165.00㎡	
	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	防火地域	準防火地域	
	指定建蔽率	50%	
	指定容積率	100%	
	高さ制限	10m	
	地区計画	〇〇地区計画	
	道路	前面道路幅員6.000m、接道長さ11.000m	
建築概要	建物用途	一戸建ての住宅	
	工事の種類	新築	
	構造	木造	
	階数	2階建て	
	地盤面	BM+0.336 m	
	最高高さ	8.014 m	
	軒高さ	6.404 m	
	建築面積	71.21 ㎡	
	床面積	1階床面積	69.22 ㎡
		2階床面積	52.99 ㎡
延床面積		122.21 ㎡	
設備概要	給水	給水本管より	
	給温水	ガス給湯器より	
	排水	合併処理浄化槽(7人槽より、道路側溝に放流)	
	ガス	厨房用・給湯用として都市ガス13A(低圧ガス)	
	住宅用防災機器	厨房は熱感式、居室、階段は煙式感知器を設置	
	換気	自然換気・第3種機械換気	

■付近見取図 S=1/2,500



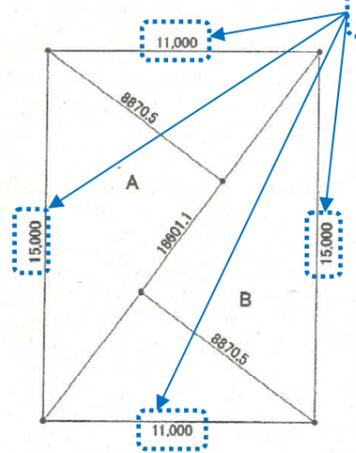
申請地：石川県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 (住居表示)
石川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番 (地名地番)

隣地に建築物の位置及び用途を明示し、敷地設定、用途上可分、不可分の関係が適切であることを明示する。

建築物の付近にがけがある場合は、がけの高さを明示する。(参考 各特定行政庁建築基準条例)

一級建築士事務所 ○○建築設計事務所 一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇〇〇号 一級建築士〇〇〇〇大臣登録第〇〇〇〇号 金沢 太郎	工事名称 石川邸新築工事	日付 〇 〇
	図面名称 付近見取図	縮尺 1/2,500

■敷地面積求積図 S=1/200



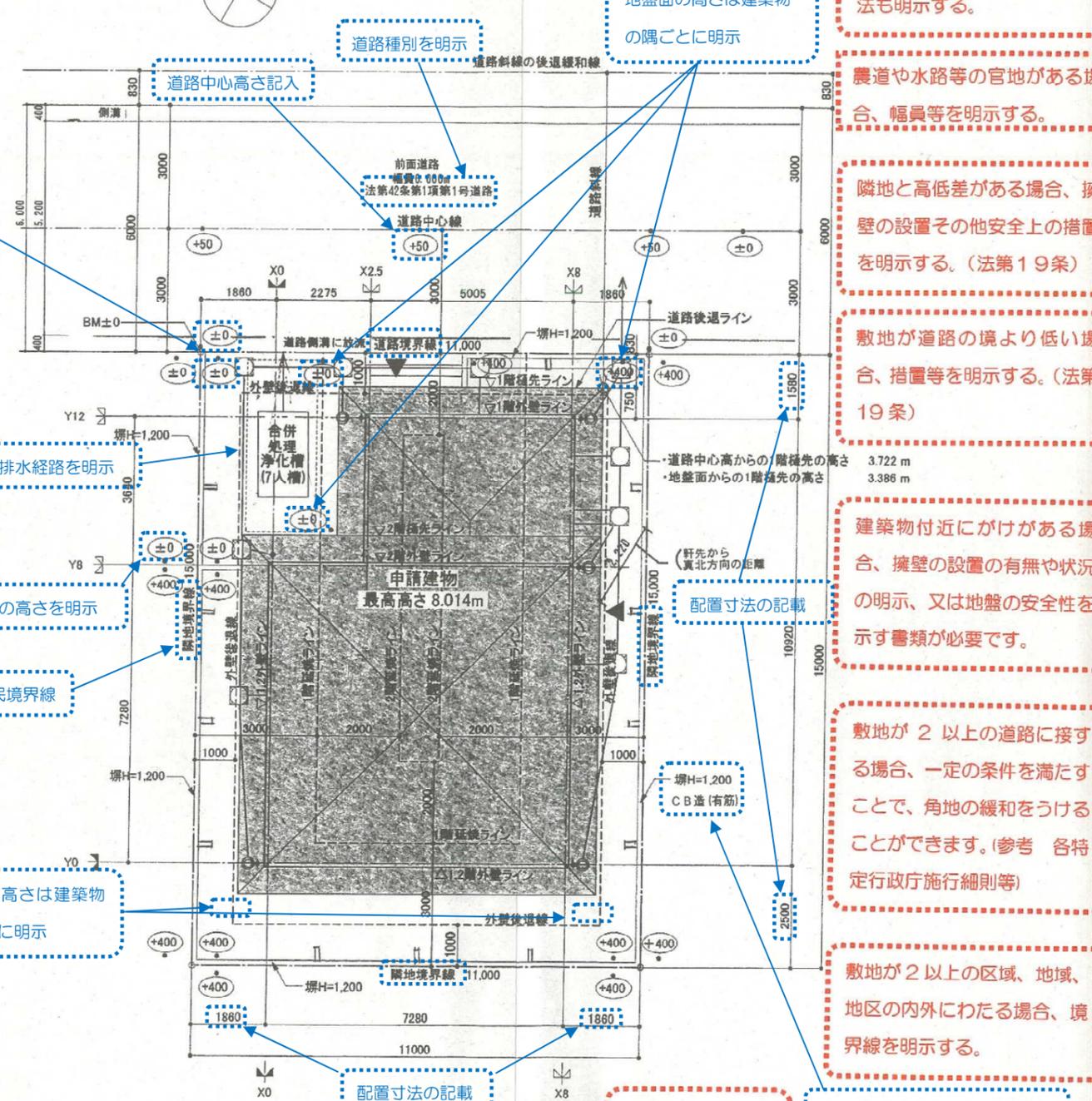
■敷地面積表

配置図との整合が分かるよう記載

符号	底辺	高さ	倍面積
A	18.6011	8.8705	165.0001
B	18.6011	8.8705	165.0001
倍面積合計			330.0003
合計面積			165.0001
地積			165.00 m ²

合計面積を算出してから、小数第3位を切り捨てる。
求積図が煩雑にならないよう縮尺や文字の大きさに注意する。

■配置図 S=1/100



道路は、種類まで書く。法第42条第2項道路の場合、道路境界とみなす位置や後退寸法も明示する。

農道や水路等の官地がある場合、幅員等を明示する。

隣地と高低差がある場合、擁壁の設置その他安全上の措置を明示する。(法第19条)

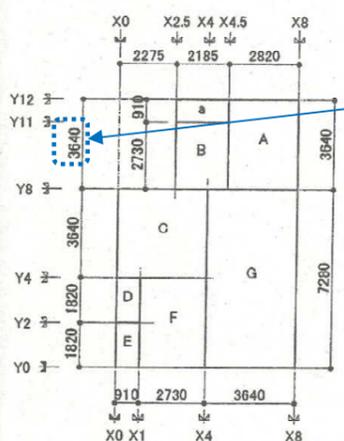
敷地が道路の境より低い場合、措置等を明示する。(法第19条)

建築物付近にけががある場合、擁壁の設置の有無や状況の明示、又は地盤の安全性を示す書類が必要です。

敷地が2以上の道路に接する場合、一定の条件を満たすことで、角地の緩和を受けることができます。(参考 各特定行政庁施行細則等)

敷地が2以上の区域、地域、地区の内外にわたる場合、境界線を明示する。

■1階床面積及び建築面積求積図 S=1/200



■2階床面積求積図 S=1/200



■床面積表

縦	横	面積
a	0.91	2.185
A	3.64	2.82
B	2.73	2.185
C	3.64	3.64
D	1.82	0.91
E	1.82	0.91
F	3.64	2.73
G	7.28	3.64
H	3.64	3.64
I	3.64	3.64
J	4.55	3.64
K	2.73	3.64

1階床面積	A+B+C+D+E+F+G=	69.226 m ²
	=	69.22 m ²
2階床面積	H+I+J+K=	52.997 m ²
	=	52.99 m ²
延床面積 (=容積対象面積)		m ²
	1階床面積+2階床面積=	122.21 m ²
建築面積	a+1階床面積=	71.214 m ²
	=	71.21 m ²

合計面積を算出してから、小数第3位を切り捨てる。

汚水排水経路を明示

隣地の高さを明示

隣地が官地の場合は官民境界線

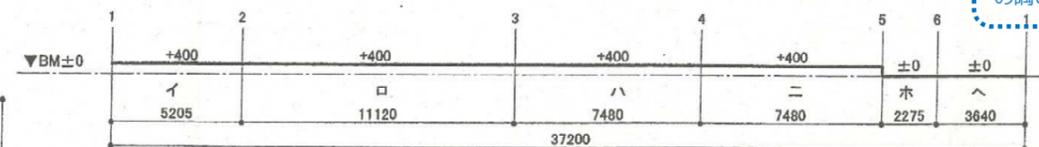
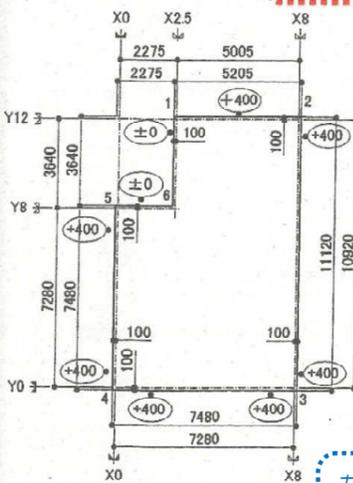
地盤面の高さは建築物の隅ごとに明示

■平面図に寸法記入

平面図との対応が分かるように記入する。

屋内の用途に供する場合、床面積に算入する。

■地盤面算定表 S=1/200



	長さm	高さm	面積m ²
イ	5.205	0.4	2.082
ロ	11.12	0.4	4.448
ハ	7.48	0.4	2.992
ニ	7.48	0.4	2.992
ホ	2.275	0	0
ヘ	3.64	0	0
合計	37.20		12.514

地盤面 = 12.51 m² / 37.20m
= 0.33639m
= BM+336mm

地盤面に高低差がない場合、地盤面算定表は不要。
(配置図に土地の高低±0と明示する)

ガス設備がある場合、
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石ガス法)第38条の2に適合していることを明示

■凡例

- 排水井
- 支柱φ60
- 雨水井φ200
- 地盤面=BM+336mm
- ±0: BMからの高さを示す

敷地内に申請建築物以外の建築物があれば、申請外建築物等と明示する。これについても建物用途、位置、高さ等を記載する。

壁面線の指定(法第46条、各地区計画等)がある場合、後退線を明示する。

構造物の構造及び高さを明示

■室内仕上げ表

階	室名	床			巾木			壁			回縁	天井			備考
		仕上	記号	厚	仕上	H	厚	仕上	記号	厚		仕上	記号	厚	
		下地	記号	厚				下地	記号	厚		下地	記号	厚	
1階	玄関	磁器質施軸タイル150角		9	磁器質施軸タイル150角	150	9	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1	手摺下地	
	ホール・廊下	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	石こうボード	W5	12.5	木製回縁	石こうボード	C4	9.5	
		構造用合板	F6	9				ビニールクロス貼	W1			ビニールクロス貼	C1		
	物入	合板1類	F5	15	雑巾摺			石こうボード	W5	12.5	木製回縁	石こうボード	C4	9.5	
		構造用合板	F6	12				合板1類	W4	9.5		合板1類	C3	9.5	
	納戸	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1	点検口(天井)	
		構造用合板	F6	12				石こうボード	W5	12.5		石こうボード	C4	9.5	ブラインド
	和室(特定寝室)	本量敷き	F2		畳寄			じゅらく塗	W2	8	木製回縁	化粧石こうボード	C2	障子	
		構造用合板	F6	12				ラスボード	W6	7.5		化粧石こうボード	C2	9.5	床:カラマツ織甲板(7)15
	押入	合板1類	F5	15	雑巾摺			合板1類	W4	12.5	木製回縁	合板1類	C3	9.5	
		構造用合板	F6	12				合板1類	W4	12.5		合板1類	C3	9.5	
	台所	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1	レンジフード、掃除口(トラップ)	
構造用合板		F6	12	石こうボード				W5	12.5	石こうボード		C4	9.5	ビニールクロス貼(準不燃材料) 石こうボード(不燃材料)	
居間・食事室	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼/杉板貼	W1/W3	—/8	木製回縁	ビニールクロス貼	C1	カーテン		
	構造用合板	F6	12				石こうボード/—	W5/—	12.5/—		石こうボード	C4	9.5	カーテン	
洗面・脱衣室	塩化ビニール製床材	F3	2.3	ビニル製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩ビ製回縁	ビニールクロス貼	C1	換気扇、掃除口(トラップ)		
	構造用合板	F6	12				石こうボード	W5	12.5		石こうボード	C4	9.5	点検口(床)、ブラインド、手摺下地	
便所	塩化ビニール製床材	F3	2.3	ビニル製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩ビ製回縁	ビニールクロス貼	C1	手摺、換気扇		
	構造用合板	F6	12				石こうボード	W5	12.5		石こうボード	C4	9.5	手摺、換気扇	
浴室												ユニットバス1616バリアフリー仕様 手摺、換気扇、掃除口(トラップ)			
2階	階段	集成材段板	F4	30			ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1	手摺		
	廊下	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	石こうボード	W5	12.5	木製回縁	石こうボード	C4	9.5	
		構造用合板	F6	12				ビニールクロス貼	W1			ビニールクロス貼	C1		
	物入	合板1類	F5	15	雑巾摺			石こうボード	W5	12.5	木製回縁	石こうボード	C4	9.5	
		構造用合板	F6	12				合板1類	W4	9.5		合板1類	C3	9.5	
	洋室1,2	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1	カーテン	
		構造用合板	F6	12				石こうボード	W5	12.5		石こうボード	C4	9.5	カーテン
	主寝室	フローリング	F1	15	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		木製回縁	ビニールクロス貼	C1	カーテン	
		構造用合板	F6	12				石こうボード	W5	12.5		石こうボード	C4	9.5	カーテン
	便所	塩化ビニール製床材	F3	2.3	木製巾木	60	15	ビニールクロス貼	W1		塩ビ製回縁	ビニールクロス貼	C1	手摺、換気扇	
		構造用合板	F6	12				石こうボード	W5	12.5		石こうボード	C4	9.5	ブラインド

事前協議の回答書の写しを添付
(土地開発事前協議書の回答書の写し又は道路の状況及び関係法令に関する調査票の写し)

■外部仕上げ表

部位	下地・仕上	備考
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎	
外壁	構造用合板厚12mmの上メタルラス、モルタル厚25の上リシン吹付け	
軒裏	繊維混入ケイ酸カルシウム板 厚11mm	
外部開口部	アルミ製ドア、アルミ製サッシュ	防火時間30分(認定番号:QF030RS-0000)
屋根	網入フロート板ガラス6.8mm	防火時間20分(認定番号:EB-0000、△△△△、□□□□、●●●●)
	野地板:構造用合板 特類 厚12mm アスファルトルーフィング940	防火設備
バルコニー	カラー亜鉛鍍板 厚0.3 瓦棒葺	
	FRP防水	防火認定 DR-0000

■設備概要
・住宅用防災機器

種類	設置場所	種別	検定番号等
住宅用防災機器	全ての居室	光電式煙感知器	検ケ第〇〜〇号
	台所	定温式熱感知器	検ケ第③〜⑥号
	階段	光電式煙感知器	検ケ第〇〜〇号

・ホルムアルデヒドに関する使用建築材料表

記号	建築材料	ホルムアルデヒド発散等級区分	備考
F1	複合フローリング	規制対象外(F☆☆☆☆)	
F2	本量敷き	規制対象外	
F3	塩化ビニル製床材	規制対象外	
F4	タモ集成材	規制対象外(F☆☆☆☆)	
W1-C1	ビニールクロス貼	規制対象外(F☆☆☆☆)	接着剤:規制対象外
C2	化粧石こうボード	規制対象外(F☆☆☆☆)	
W2	じゅらく塗	規制対象外	
W3	杉板貼OS塗	規制対象外	
引違襖戸	ふすま紙	規制対象外(F☆☆☆☆)	接着剤:規制対象外
内装ドア	ユニット製品	規制対象外(F☆☆☆☆)	
収納扉	ユニット製品	規制対象外(F☆☆☆☆)	
洗面化粧台	ユニット製品	規制対象外(F☆☆☆☆)	
キッチン	ユニット製品	規制対象外(F☆☆☆☆)	

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の使用建築材料表

記号	建築材料	ホルムアルデヒド発散等級区分	備考
押入(F5・W4・C3)	合板1類	規制対象外(F☆☆☆☆)	
造付収納	ユニット製品	規制対象外(F☆☆☆☆)	
F6	構造用合板	規制対象外(F☆☆☆☆)	
W5	石こうボード	規制対象外(F☆☆☆☆)	
W6	ラスボード	規制対象外(F☆☆☆☆)	
C6	石こうボード	規制対象外(F☆☆☆☆)	

・ホルムアルデヒドに関する天井裏等の措置

天井裏等	室名	全ての居室
2F小部屋裏		規制対象外材料使用
1F天井裏(2F床裏)		規制対象外材料使用
1F床裏		規制対象外材料使用
外壁		規制対象外材料使用
間仕切壁		規制対象外材料使用

・ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするための構造

種類	機械換気設備(第三種換気)	備考
換気回数	0.63回/h(下表による)	・換気扇の仕様書添付漏れ多い ※仕様書の設計者の記名漏れ多い
居室出入口の通気措置	ドアのアンダーカット1cm、ふすま、引戸、換気ガラリ	・仕様書との不整合多い
機械換気最終設置場所	便所(1階、2階)	

・居室毎の機械換気設備 ※換気経路ではない納戸、押入は対象外

室名	床面積 m ²	平均天井高 h	気積 m ³	必要有効 換気量(A) m ³ /h	換気種別	給気機による 給気量(A) m ³ /h	排気機による 排気量(B) m ³ /h	換気回数 n
1F 玄関	2.485	2.580	6.412		第3種換気設備 (給気口及び 排気機)		80	
1F ホール	5.300	2.400	12.720					
1F 廊下	4.304	2.400	10.330					
1F 階段	2.070	2.175	4.503					
1F 便所	1.820	2.400	4.368					
1F 台所	9.937	2.400	23.849					
1F 居間	16.562	2.400	39.749					
1F 和室・床の間	11.593	2.400	27.824					
2F 廊下	6.624	2.400	15.898		第3種換気設備 (給気口及び 排気機)	80		
2F 階段	4.140	2.400	9.936					
2F 便所	1.656	2.400	3.975					
2F 主寝室	16.562	2.400	39.749					
2F 洋室1	9.937	2.400	23.849					
2F 洋室2	13.249	2.400	31.798					
合計	254.960	0.5	254.960	127.480			160	0.63>0.5

他の図面との不整合多い

一級建築士事務所

〇〇建築設計事務所

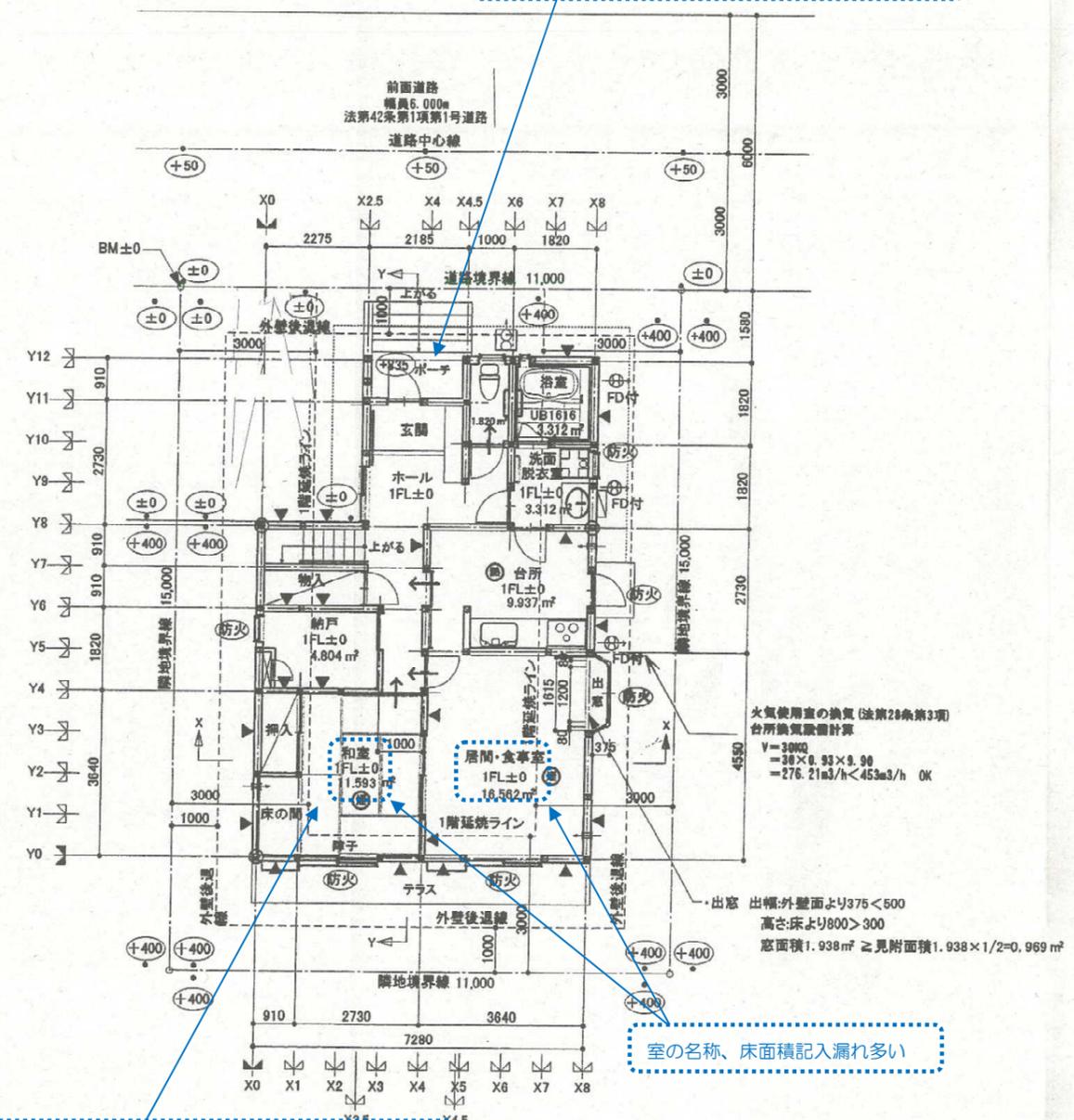
石川邸新築工事

一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇〇〇号
一級建築士〇〇〇〇大臣登録〇〇〇〇号
金沢 太郎

室内仕上げ表等

03

ポーチが1坪以上の場合、屋内的用途の有無を記入
 屋内的用途あり・・・床面積算入
 屋内的用途なし・・・床面積不算入



■1階平面図 S=1/100

地盤面=BM+336mm
 ±0:BMからの高さを示す

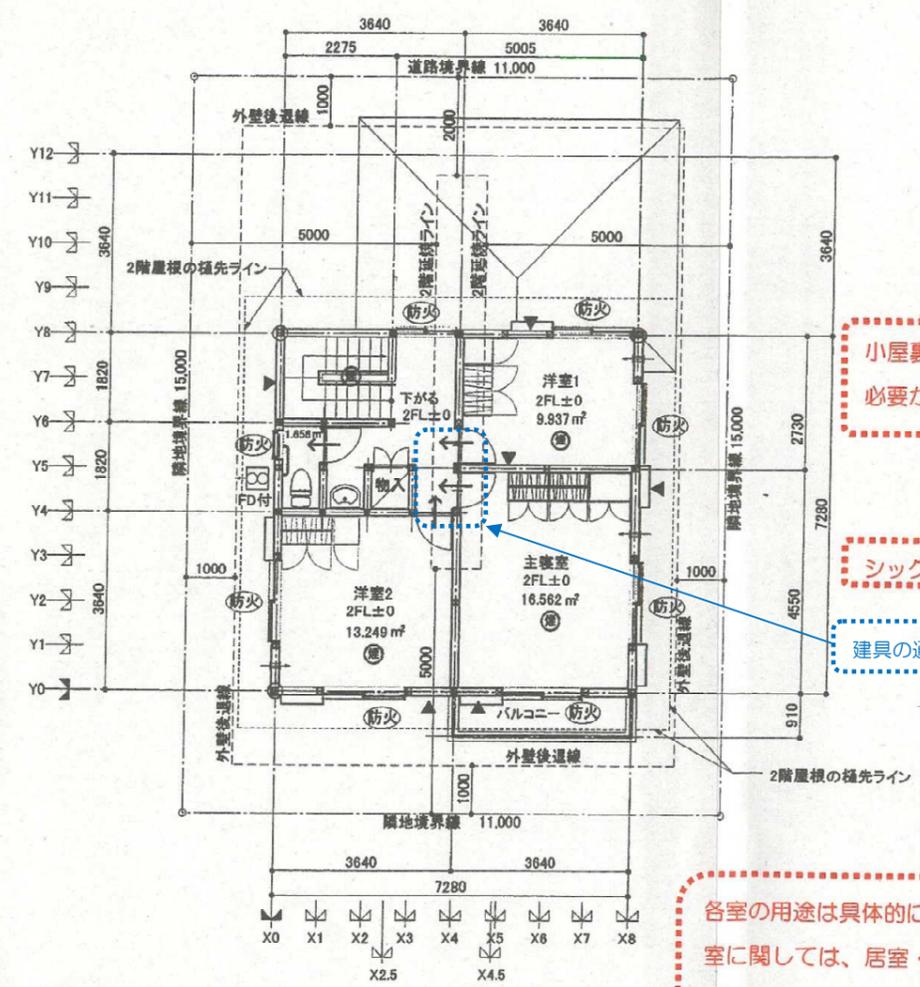
火災警報器の設置が不要の居室（非寝室）はその旨明示

室の名称、床面積記入漏れ多い

火気使用室の換気（法第28条第3項
 台所換気設備計算
 $V=3000$
 $=38 \times 0.93 \times 9.98$
 $=276.21 \text{ m}^3/\text{h} < 453 \text{ m}^3/\text{h}$ OK

出窓 出幅:外壁面より375<500
 高さ:床より800>300
 窓面積 $1.938 \text{ m}^2 \geq$ 見附面積 $1.938 \times 1/2 = 0.969 \text{ m}^2$

- 凡例
- ⊕ 住宅用防災機器(熱式感知器)
 - ⊖ 住宅用防災機器(煙式感知器)
 - ⊞ 換気扇(令20条の8による換気設備)
 - ⊙ 換気扇
 - ⊞ 給気口100φFD付
 - ドアのアンダーカット等(通気措置)
 - ⊞ 防火設備(サッシ+網入りフロート板ガラスt6.8)
 - 通し柱
 - ▲ 耐力壁
 - FD 開口面積が100cm²以内の鉄板の防火覆い
 - ⊞ 給湯器



■2階平面図 S=1/100

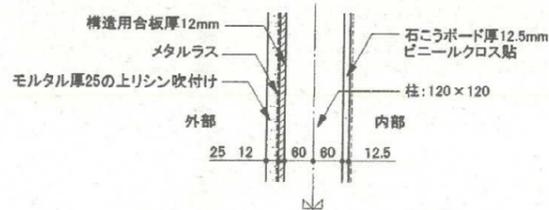
小屋裏物置等については、床面積や階数に参入する
 必要があるかの検討等を明示する。

シックハウスの換気計画がわかるように明示する。

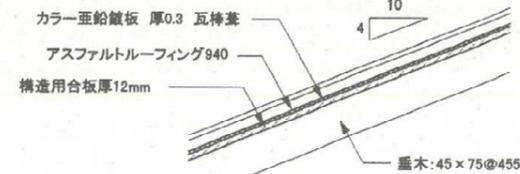
建具の通気(アンダーカット)は全て記載

各室の用途は具体的に記載する。(一般的ではない用途の
 室に関しては、居室・非居室の別をわかるように記載する。)
 増改築を行う場合は、増築部分と既存部分を明示する。
 既存不適格部分に関しては、その措置等を明示する。
 記号や色塗り等を行うことにより、見やすい図書とすることが望まれます。
 ・(計画変更の場合等は、変更部分を明記してください。)

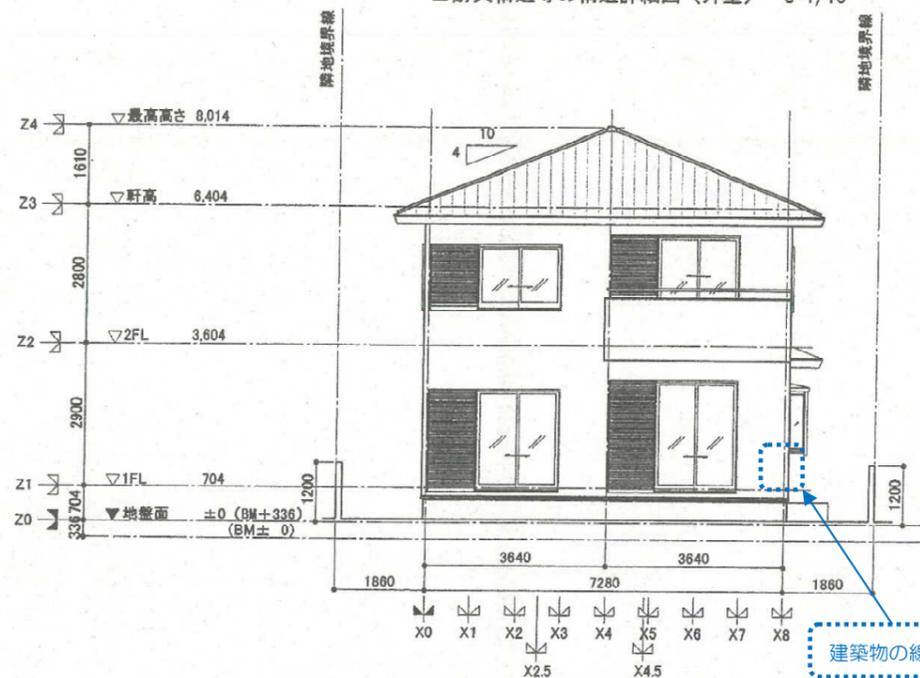
一級建築士事務所	〇〇建築設計事務所	工事名称	石川邸新築工事	日付	
	一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇〇〇号 一級建築士〇〇〇〇大臣登録〇〇〇〇号 金沢 太郎	図面名称	平面図	縮尺	1/100
				図番	04



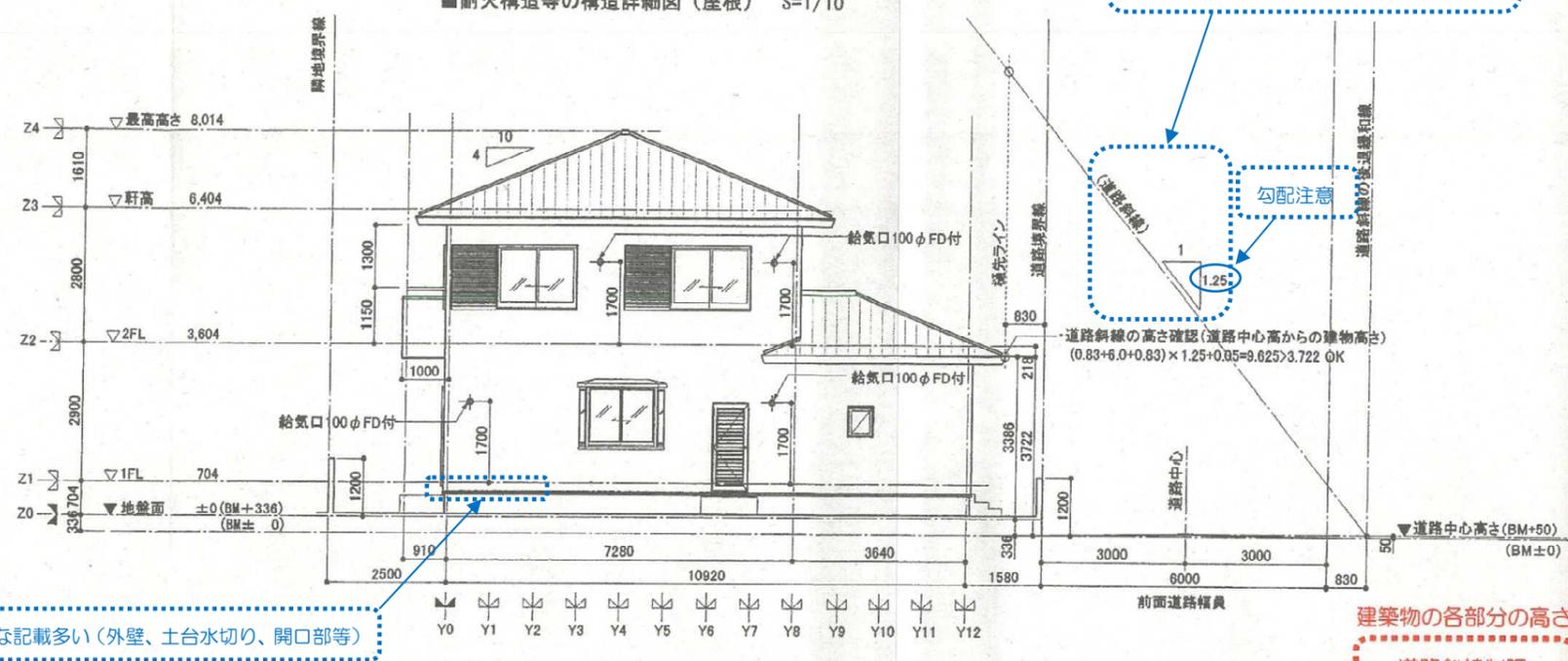
■耐火構造等の構造詳細図(外壁) S=1/10



■耐火構造等の構造詳細図(屋根) S=1/10

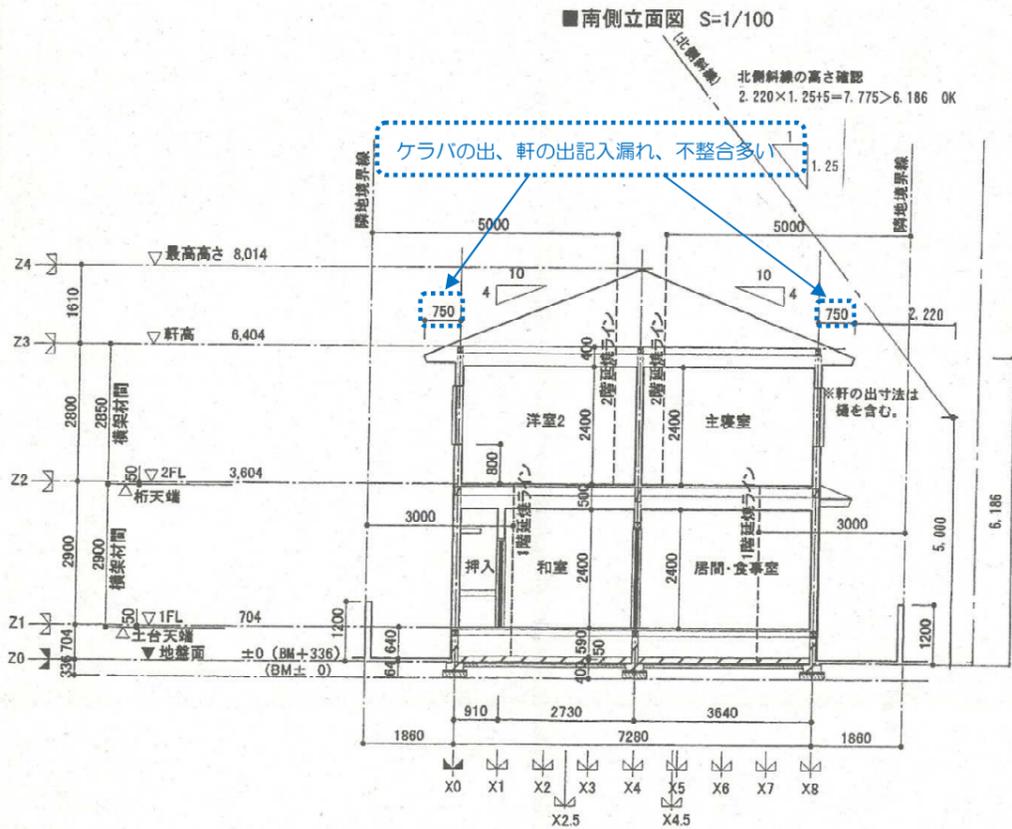


■南側立面図 S=1/100



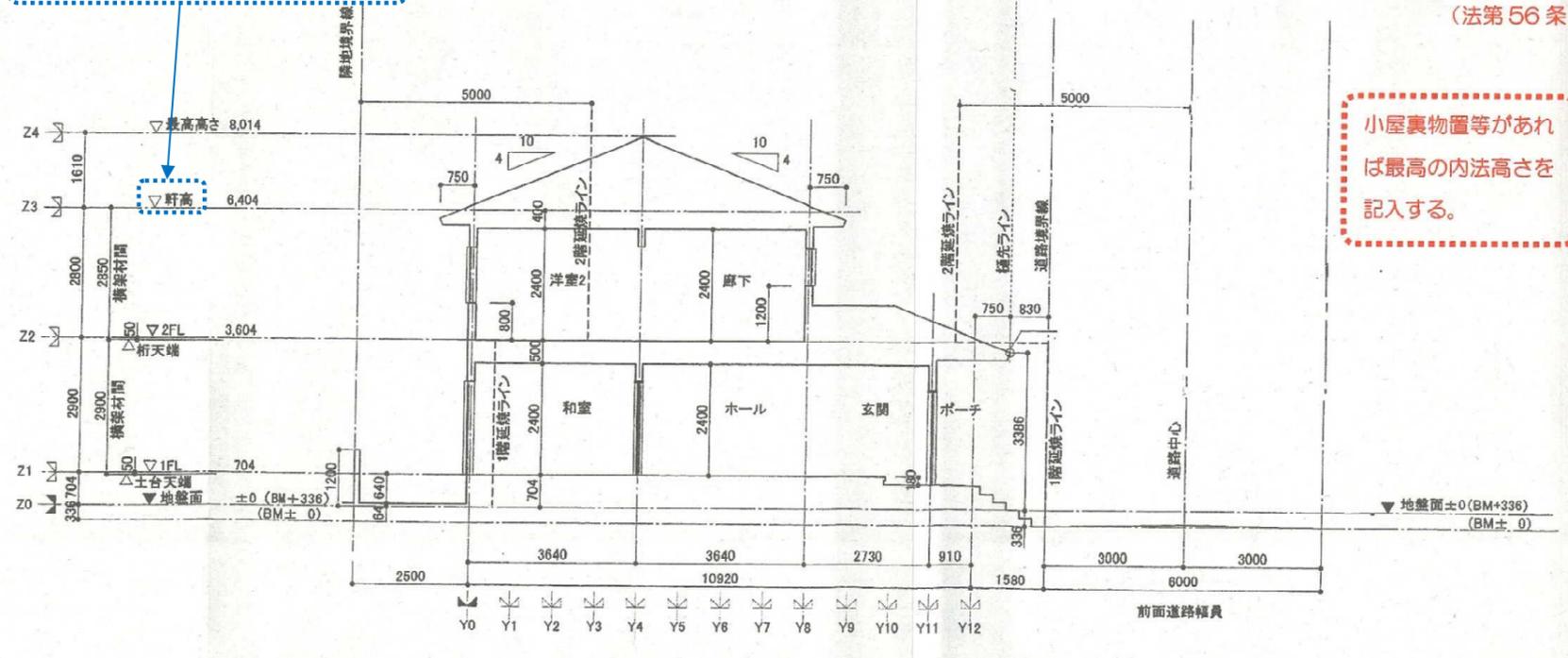
■東側立面図 S=1/100

建築物の各部分の高さ
・道路斜線制限
・隣地斜線制限
・北側斜線制限
(法第56条)



■X-X断面図 S=1/100

最高の軒の高さ: 登り梁の場合はその上端



■Y-Y断面図 S=1/100

一級建築士事務所	〇〇建築設計事務所 一級建築士事務所〇〇知事登録〇〇〇〇号 一級建築士〇〇〇〇大臣登録第〇〇〇〇号 金沢 太郎	工事名称 石川邸新築工事	日付
		図面名称 立面図・断面図	図尺 1/100
			頁数 05